

京都市債権管理及び回収に関する基本指針

平成24年7月策定
平成29年9月改正

京都市行財政局

目 次

I	本基本指針策定の背景及び位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	本基本指針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本基本指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II	債権管理及び回収の全市的な取組の推進・・・・・・・・	4
III	債権管理及び回収における基本的な取組等・・・・・・・・	5
1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	取組の基本・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	債権管理及び回収の基本的な事務フロー・・・・・・・・	6
4	各段階における取組・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 適正・的確な債権管理・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(2) 効果的・効率的な債権回収・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(3) 不納欠損・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
5	債権の管理及び回収に係るノウハウの向上・蓄積・・・・・・・・	1 3

I 本基本指針策定の背景及び位置付け

1 本基本指針策定及び改正の背景

本市が有する債権（金銭の給付を目的とする本市の権利）を確実に回収することは、納付の公平性はもとより、自主財源の確保を図る上で非常に重要です。

このため、市税は平成7年度、国民健康保険料は平成9年度、介護保険料は平成20年度から対策本部を設置し目標徴収率を設定するなど、計画的な滞納債権の回収に努めてきており、引き続き、目標徴収率の確実な達成を目指し、更なる滞納整理の進ちよくが求められます。

また、市税等と異なり本市自ら滞納処分を行う権限がない貸付金や返還金等の債権については、強制的に回収するには裁判等の手続が必要なことや、専ら回収業務を担当する職員の配置がない債権所管課もあることから、体制の強化や債権回収ノウハウの獲得、蓄積等を図ることにより、債権回収をより一層推進していく必要があります。

そこで、平成24年4月からは、行財政局財産活用促進課（現：資産活用推進室）に本市の債権処理の統轄に関する事務を行う債権回収促進担当を設置し、同年7月に本基本指針を策定、さらには平成27年6月に「京都市債権管理対策本部」を立ち上げるなど、計画的かつ組織的な債権管理の一層の適正化を進めてきました。

その後、平成28年3月策定の「はばたけ未来へ！ 京プラン実施計画第2ステージ」においても、「効果的かつ効率的な債権回収の全市的推進」を掲げ、債権管理・回収に携わる人材の育成などを進めることとし、平成29年3月には、債権管理の一層の適正化を図るため、「京都市債権管理条例」及び「京都市債権管理規則」を施行しました。

平成29年度から、同条例等に基づく取組を進めており、この度、この取組を反映させた改正を行いました。今後も、本基本指針に基づく、各債権所管課の取組と統轄部署である資産活用推進室の取組とが相まって、本市における債権管理及び回収の取組のレベルアップを図り、債権管理及び回収をより一層進めていきます。

<参考> 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画第2ステージ（抜粋）

> 市税等の徴収の推進

	参考値 (22年度決算)	現況値 (26年度決算)	目標値 (32年度決算)
市税徴収率	97.0%	97.9%	98.5%
介護保険料徴収率	98.2%	98.4%	98.6%
保育所保育料徴収率	99.1%	99.2%	99.2%
国民健康保険料徴収率	91.0%	93.4%	93.56%※
市営住宅家賃徴収率	97.1%	98.8%	99.1%

※ 平成28年度の目標値。平成29年度以降は別途設定

- > 納税者の利便性向上に向けた取組の推進<新規：平成28年度から推進>
 - ・コンビニ納税について，現在実施済みの軽自動車税に加えて，取扱税目を個人市・府民税，固定資産税・都市計画税へ拡大
 - ・コンビニ納税と同税目でのクレジット納税の導入
- > 効果的かつ効率的な債権回収の推進
 - ・専門部署による高額困難債権の集中処理
 - ・債権管理対策本部による適正かつ組織的・計画的な債権管理の全庁一体的な推進
 - ・「債権管理条例（仮称）」の制定
 - ・債権管理・回収に携わる人材の育成

<債権管理対策本部の取組>

【京都市債権管理対策本部】

<対象債権>

市税，国民健康保険料，介護保険料を除く全市の債権

<役割>

- 総括的指導（取組方針の作成等）
- 債権管理に関する協議・調整
- 意思統一及び情報の共有

進捗確認
進行管理

※ 実施計画第2ステージ策定（27年度）時点
28年度重点対策債権：21債権
29年度重点対策債権：18債権

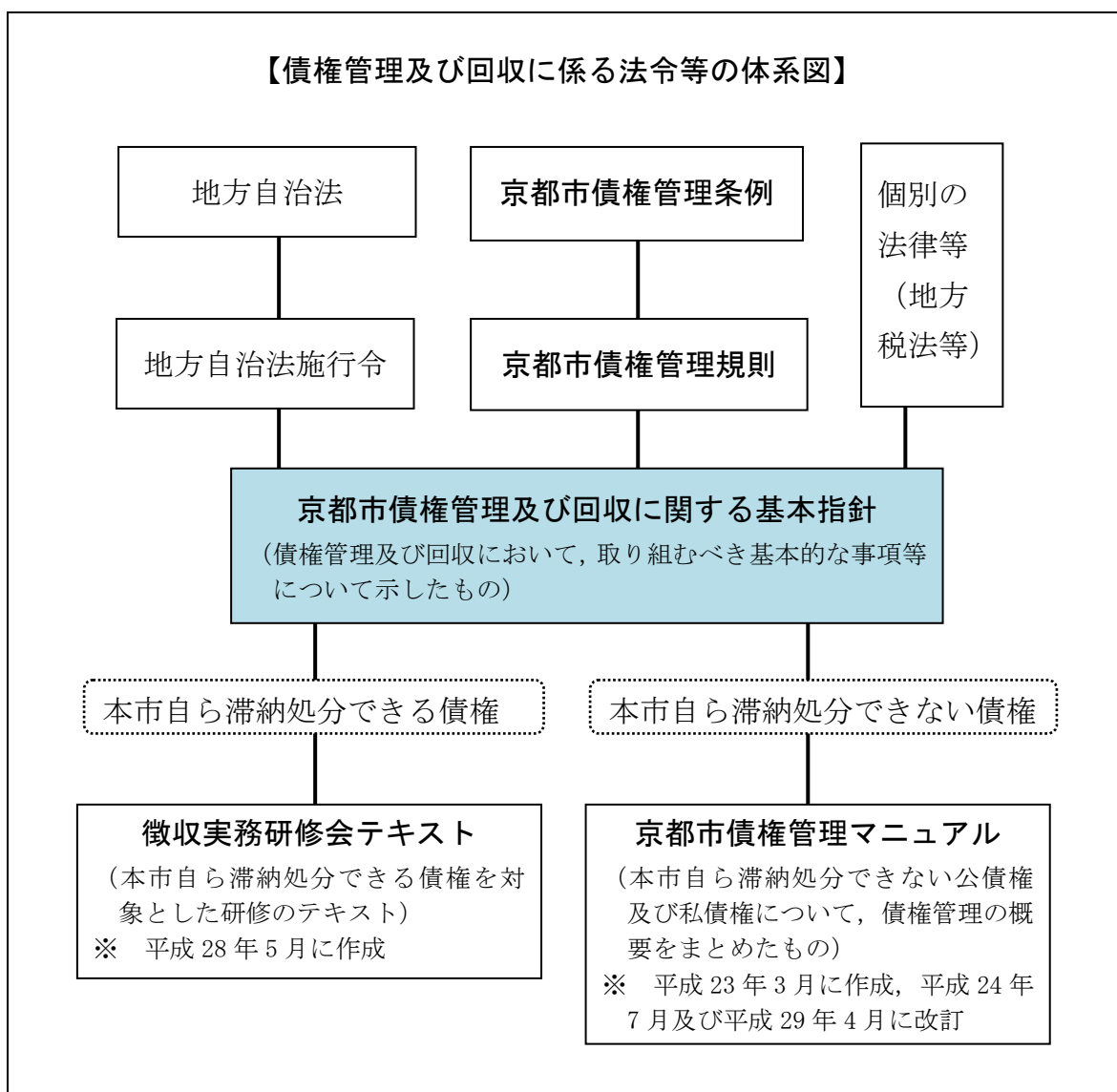
◆重点対策債権
対象債権：19債権（収入未済額1千万円以上）
目標徴収率及び具体的取組の設定

2 本基本指針の位置付け

本基本指針は、地方自治法、京都市債権管理条例等の規定に基づき、債権管理及び回収において、取り組むべき基本的な事項等について示したものです。

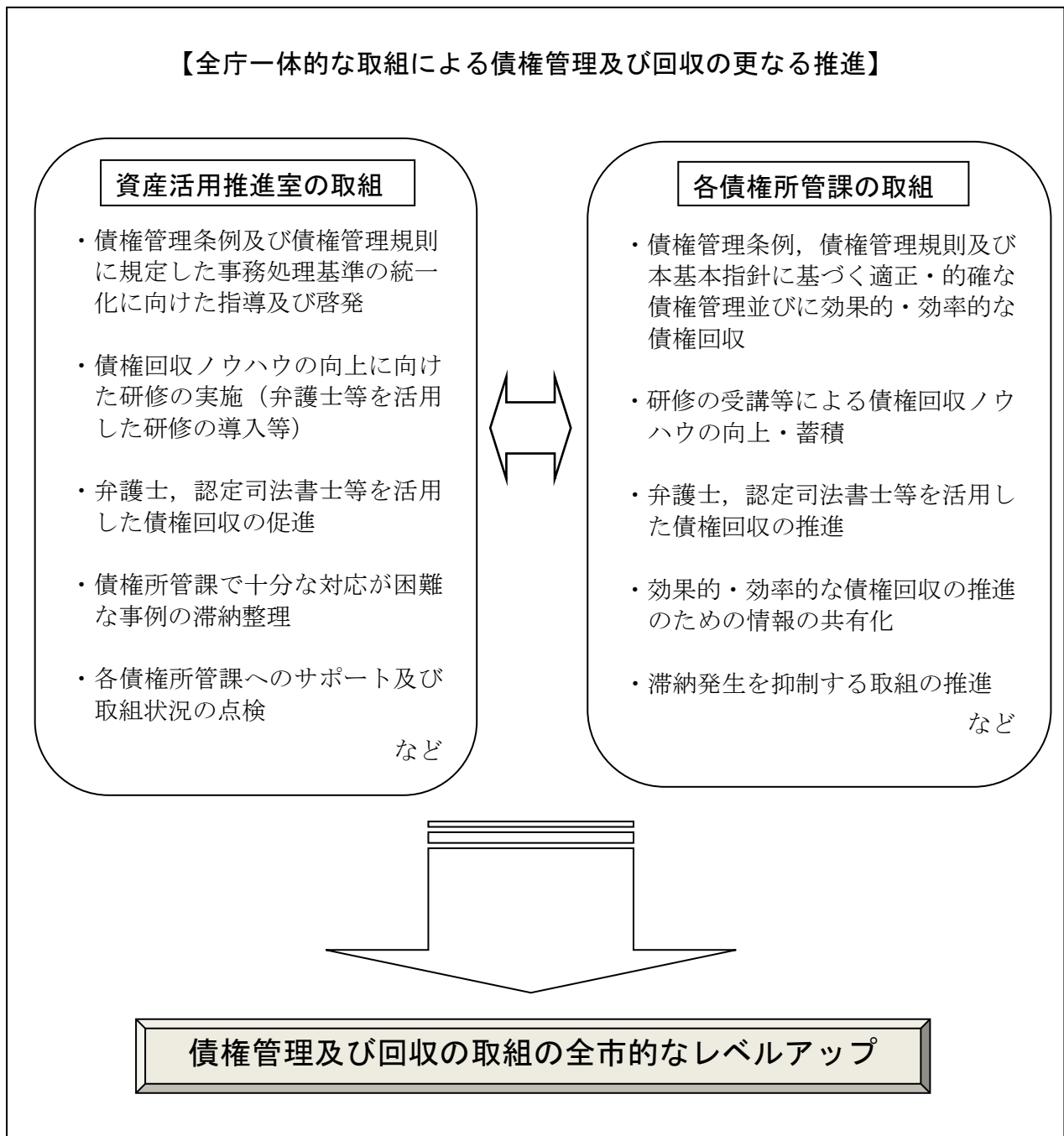
なお、本基本指針に記載した取組事項のうち、本市自ら滞納処分できない債権については、平成29年4月に改訂した「京都市債権管理マニュアル」に詳細を記載しています。

今後、本基本指針と「京都市債権管理マニュアル」及び「徴収実務研修会テキスト」の活用や各研修会の受講等により、徴収技術の向上を図り、債権管理及び回収の実効性を高めていくこととします。



II 債権管理及び回収の全市的な取組の推進

次の図のとおり，各債権所管課の取組と統轄部署である資産活用推進室の取組による全庁一体的な取組の相乗効果により，本市における債権管理及び回収の取組のレベルアップを図り，債権のより適正な管理及びより一層の債権回収を推進していくこととします。



Ⅲ 債権管理及び回収における基本的な取組等

1 基本的な考え方

債権の適正・的確な管理及び回収を進めることにより、市民負担の公平性及び財源の確保を図ります。

このため、各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理及び効果的・効率的な債権回収を進めます。なお、債権の回収に当たっては、債務者の納付資力等の状況を的確に見極めることとし、納付資力があるにもかかわらず納付に応じない滞納者に対しては、法令に基づき厳正に対処します。

<参考>

地方自治体が有する債権については、地方自治法第240条第2項において、「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされており、必要な措置を怠った場合には違法確認や損害賠償を求める住民訴訟の対象となります。

2 取組の基本

➤ 適正・的確な債権管理

適正な課税・賦課の推進や貸付時等における十分な審査を行い、債権の捕捉漏れを防ぐとともに、誤った債権や過大な債権が生じないようにします。

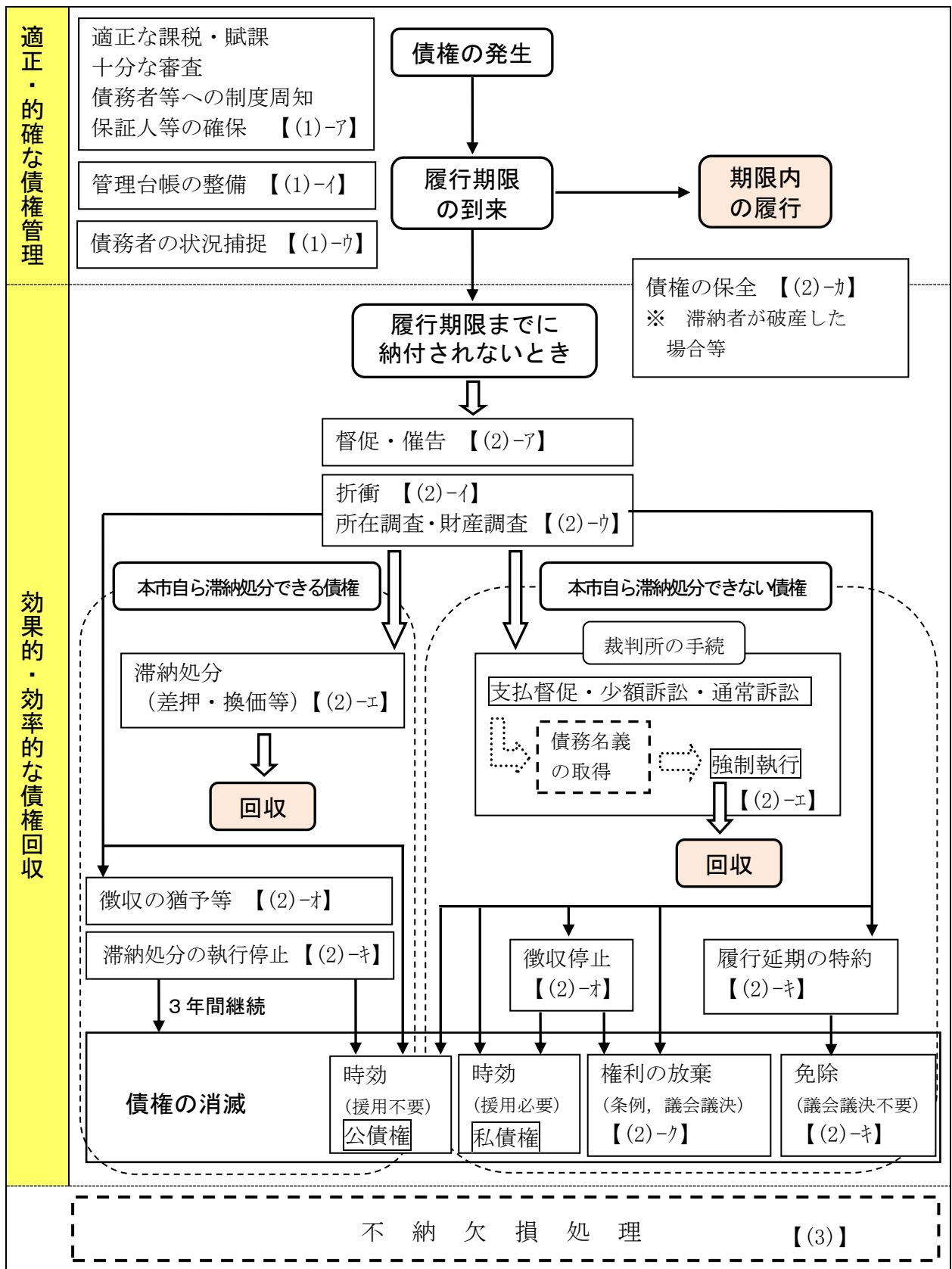
また、発生した債権については、法令に従い適正に管理し、適正な管理がなされているか常に点検・確認します。

➤ 効果的・効率的な債権回収

督促・催告の早期実施などに取り組み、新たに発生する現年度の未収金の発生を抑止します。また、未納となった場合は、その原因や債務者の資産状況を速やかに調査するとともに、その調査結果に基づき差押えなどの法的措置や徴収の猶予などを迅速に実施することにより、滞納債権の整理を図ります。

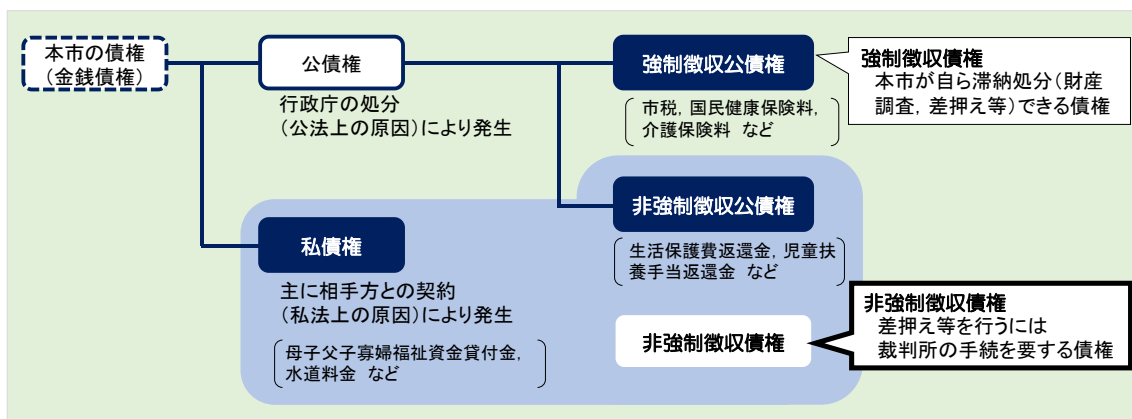
3 債権管理及び回収の基本的な事務フロー

(注)【 】内の数字は、「4 各段階における取組」における該当する説明箇所
の項目番号を示しています。



<参考>

債権の分類



- 債権は、その法的性質により、「公債権」と「私債権」に分類される。一般的に、債権の発生が、相手方との合意が不要で行政庁の処分（公法上の原因）に基づくものか、相手方との合意（私法上の原因）に基づくものかによって区分するとされてきたが、行政庁と相手方との関係を規律する法令の内容や、法令が行政庁に特別の権限を付与していると解すべきか否かなどの状況を踏まえ、個々具体的に判断する必要がある。
- 上記の「強制徴収債権」は「公債権」のみであり、「非強制徴収債権」は「公債権」と「私債権」の両方を含む。
- 「公債権」と「私債権」の主な差異
 - ◆ 督促
 - 公債権：根拠は地方自治法第 231 条の 3。行政処分であり、行政不服審査の対象となる。本市自ら滞納処分できる債権では、滞納処分の前提となる。
 - 私債権：根拠は地方自治法施行令第 171 条。行政処分ではない。
 - ◆ 消滅時効の期間
 - 公債権：原則 5 年（ただし、他の法律に定めがある場合を除く。）
（地方自治法第 236 条第 1 項）
 - 私債権：民事債権は 10 年、商事債権は 5 年が原則
（ただし、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている。）
 - ◆ 時効の援用
 - 公債権：時効期間の経過により、債務者による時効の援用を要せずに債権は消滅する。（地方自治法第 236 条第 2 項）
 - 私債権：時効期間を経過しても、債務者による時効の援用がなければ債権は消滅しない。（民法第 145 条）

4 各段階における取組

(1) 適正・的確な債権管理

ア 債権発生時の取組

- ・ 適正な課税・賦課の推進や貸付時等における十分な審査を行うこと等により、債権の捕捉漏れを防ぐとともに、債権発生時において誤った債権や過大な債権が生じないようにします。
- ・ 履行期限・納付方法等を債務者に積極的に周知することや、特に本市自ら滞納処分できない債権の場合は必要に応じて保証人等を確保することにより、滞納の発生を未然に防止するように努めます。

イ 発生した債権の適正・的確な管理

- ・ 法令に従い適正に債権を管理するとともに、適正な管理がなされているか常に点検・確認を行います。
- ・ 債権を適正に管理するため、債権管理条例第5条及び債権管理規則第3条に基づく管理台帳を整備します。

(参考)管理台帳に登載すべき事項 (債権管理規則第3条)

- (1) 本市の債権の名称及び発生した年月日
- (2) 債務者の氏名、住所及び連絡先(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び連絡先並びに事務所又は事業所の所在地)
- (3) 本市の債権の額及び履行期限
- (4) 督促をした日(督促状(第4条第3項の規定により督促をする際に発する書面をいう。以下同じ。))による場合にあつては、督促状が債務者に到達した日(当該日が判明しないときは、督促状を発した日))及び督促の状況
- (5) 履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- (6) 担保(保証人の保証を含む。))に関する事項
- (7) 強制徴収債権(本市の債権のうち、地方税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。以下同じ。)の滞納処分その他その保全及び取立てに関する措置並びに納税の猶予(地方税の滞納処分の例による場合にあつては、徴収の猶予)、換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事項
- (8) 令第171条の2から第171条の7までの規定による強制執行その他その保全及び取立て並びに徴収停止、履行期限の延長及び免除に関する事項
- (9) 時効の中断に関する事項
- (10) 条例第7条第1項の規定による非強制徴収債権の放棄に関する事項
- (11) 債務者との交渉の経過

ウ 債権保全のための状況捕捉

- ・ 貸付金など、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、債務履行期限までに、債務者が破産等の状態に陥ると債務の履行が危ぶまれることから、債務者の状況を把握するよう努めます。

(2) 効果的・効率的な債権回収

ア 督促・催告の早期実施

- ・ 履行期限までに納付されないときは、債権管理規則に基づき、できる限り履行期限後30日以内に書面による督促を行います（最初の督促には時効中断の効力があります）。
- ・ 上記の督促は、債権管理規則に基づき、15日以内の日を履行期限として定めるものとします（法令等に特別の定めがある場合を除く。）。

【公債権】 地方自治法第231条の3，京都市債権管理規則第4条

【私債権】 地方自治法第240条第2項，地方自治法施行令第171条，

京都市債権管理規則第4条

- ・ 督促後もなお滞納となっている場合は、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行うとともに、納付折衝や納付相談を実施します。

イ 折衝の実施

- ・ 債務者との折衝等には、これまでの経過を十分理解したうえで臨み、その経過は記録・保存します。
- ・ 一括納付や月々の返済額の納付が困難であるとの申出がある債務者に対しては、債務者の生活状況や納付資力を調査し、回収の実効性を高める観点からやむを得ないと認められる場合には、分割納付の措置をとります。
- ・ 本市自ら滞納処分できない債権では、回収の前提となる財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関や保有財産等を再確認するなど、情報の収集に努めます。

ウ 所在調査・財産調査の実施

- ・ 債務者への送付文書が返戻された場合などは、市区町村への住民票の交付請求などにより、債務者の所在調査を行います。また、債務者の財産の有無や財産の換価価値等を把握するため、金融機関に対する預金等の照会や法務局への不動産登記事項証明書の請求などにより、債務者の財産調査を行います。

- ・ 本市自ら滞納処分できない債権では、調査依頼先の協力を得られやすくするために、あらかじめ、行財政局財政担当局長通知「債権回収を目的とする情報共有について」（平成29年5月16日付）に基づき、「個人情報の収集及び利用に関する同意書」の提出を求め、庁内関係課からの情報収集に努めるものとします。
- ・ 納付折衝や財産調査などを通じて、滞納発生原因や納付資力など債務者の状況を的確に見極めたうえで、その状況に応じた回収方針を立てます。
- ・ 本市自ら滞納処分できる債権間においては、行財政局財政担当局長通知「本市自ら滞納処分できる債権間の債務者に係る情報共有の推進について」（平成24年7月11日付）を踏まえ、債務者に係る他債権の財産情報の活用を積極的に行い、効率的な財産調査に努めます。

エ 滞納処分及び法的手続

- ・ 本市自ら滞納処分できる債権では、納付折衝等を繰り返したにもかかわらず、納付資力がありながら、納付しない滞納者に対しては、差押え・換価等の滞納処分の手続きをとります。

なお、本市自ら滞納処分できる債権間における差押財産の把握等に当たっては、他の債権が保有する債務者の財産情報の活用を積極的に行います。

- ・ 本市自ら滞納処分できない債権では、納付折衝等を繰り返したにもかかわらず、納付資力がありながら、納付しない滞納者に対しては、訴訟手続（支払督促の申立・少額訴訟・通常訴訟）により履行を請求します。

支払督促の申立などの訴訟手続の結果、裁判所において和解が成立したにもかかわらず、その後の分納が不履行となった債権や和解とならずに判決となった債権など、債務名義を取得した債権は、裁判所に強制執行を申し立てます。

なお、訴訟手続などについては、債権管理規則に基づき、最初の督促を実施した後、概ね1年以内に行うものとします（特別の事情がある場合を除く。）。

【本市自ら滞納処分できない債権】 地方自治法施行令第171条の2、

民事訴訟法第133条、同法第368条、同法第383条、京都市債権管理規則第5条

- ・ 本市自ら滞納処分できない債権の回収については、専門知識やノウハウを有する弁護士、認定司法書士等を活用することでより効果的・効率的な債権回収が見込める場合は、回収業務の委託化を進めます。

<参考>

- 回収業務を委託できる債権
使用料，手数料，賃貸料，物品売払代金，寄附金及び貸付金の元利償還金
地方自治法施行令第158条
- 回収業務を受託できる者及びその取り扱える債権の範囲
 - ① 弁護士又は弁護士法人
取り扱える債権に制限なし
 - ② 認定司法書士
取り扱える債権は，債務者1人（1社）当たり140万円以下のみ
 - ③ 債権回収会社
取り扱える債権は，貸付金のみ
弁護士法，司法書士法，債権管理回収業に関する特別措置法

オ 徴収の猶予等

- ・ 本市自ら滞納処分できる債権である市税については，地方税法において，納税者がその事業を廃止し又は休止したこと等を要件とする「徴収の猶予」や，財産の換価を直ちに行うことにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること等を要件とする「換価の猶予」が定められています。

【本市自ら滞納処分できる債権（市税）】地方税法第15条，第15条の5等

- ・ 本市自ら滞納処分できない債権については，地方自治法施行令において，債務者の所在が不明であり，かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められること等を要件とする「徴収停止」や，債務者が無資力又はこれに近い状態にあること等を要件とする「履行延期の特約等」が定められています。

**【本市自ら滞納処分できない債権】地方自治法施行令第171条の5，
同法第171条の6**

- ・ 債務者の状況を把握する中で，それらに該当することが明らかな場合は，上記の規定を適用し徴収の猶予等を行います。

カ 債権の保全

- ・ 債務者が破産するなど，法令の規定により本市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは，直ちにそのための措置を採るほか，必要がある場合は仮差押え等の手続を行い，債権の保全を図ります。

地方自治法施行令第171条の4

- ・ 時効が完成する期日を考慮し、裁判上の請求や債務の承認等によって時効を中断させることにより、債権が時効により消滅することを防ぎます。

キ 債権の整理

- ・ 本市自ら滞納処分できる債権については、地方税法において、滞納処分をすることができる財産がないこと等を要件とする「滞納処分の執行停止」が規定されており、その執行の停止が3年間継続したときは債務が消滅します。

【本市自ら滞納処分できる債権】地方税法第15条の7

- ・ 本市自ら滞納処分できない債権については、地方自治法施行令において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあることから「履行延期の特約等」を行った場合に、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延長の特約等をした場合は、当初に履行延長した日）から10年を経過してもなお同じ状態にあり、かつ納付できないと認められること等を要件とする「免除」が規定されています。

【本市自ら滞納処分できない債権】地方自治法施行令第171条の6，
同法第171条の7

- ・ 財産調査の結果、これらの要件に該当することが明らかであり、適正な債権管理に資すると認められる場合は、同規定も適用した債権の整理を図ります。

ク 権利の放棄

- ・ 本市自ら滞納処分できない債権のうち、債務者が破産法等の規定により債務の責任を免れた債権や、消滅時効期間が満了した私債権等、回収不能な債権については、必要に応じ、債権管理条例に基づき、適正に放棄の手続を行うものとします（行財政局財政担当局長通知「債権管理条例の制定及び運用等について」（平成29年5月2日付））。

なお、本条例によらずに債権の放棄を行うには、原則として市会の議決を得る必要があります。

京都市債権管理条例第7条，地方自治法第96条第1項第10号

（3）不納欠損

- ・ 不納欠損処分は、その処分時点で当該債権額を翌年度繰越額から除去するための決算上の処理です。

- ・ 消滅時効の効力の発生（私債権の場合は時効期間が経過し、かつ、債務者がその援用をしたとき）、「滞納処分の執行停止」の3年間の継続、債務の免除、債権の放棄により債権が消滅した場合などに不納欠損処分を行います。

5 債権の管理及び回収に係るノウハウの向上・蓄積

「4 各段階における取組」を着実に推進していくために、各債権所管課職員の積極的な研修の受講や、徴収困難案件等における各債権所管課と資産活用推進室との連携による取組などにより、本市における債権の管理及び回収に係るノウハウの向上・蓄積に努めます。